

会費納入規程

平成 1 年 4 月 1 日 制定

平成 24 年 4 月 1 日 改定

平成 26 年 12 月 1 日 改定

(総則)

第 1 条 定款第 7 条の会費は、本会の正会員の相互扶助、共益の事業及び法人の管理活動のために使用するものとし、本会の指定する金融機関口座を経由して納入するものとする。ただし、賛助会員会費については、本会の指定する金融機関口座または会計担当に直接納入することにする。

(会費)

第 2 条 会費は、次のとおりとする。

1. 正会員 12,000 円 (年額)
賛助会員団体 1 口 25,000 円 (年額)
2. 診療放射線技師籍登録初年度内の入会者に限り初年度会費額を 5,000 円とする。
3. 名誉会員は、会費を免除される。

(期限)

第 3 条 会費の納入期限は、当該年度の 9 月 30 日とする。ただし、新入会及び年度途中の入会者はこの限りではない。

(退会)

第 4 条 退会者は当該年度までの会費を納めるものとする。また、退会までの未納会費は本会への債務として残存する。

(長期療養者等の免除)

第 5 条 本会正会員で療養のため 1 カ年以上離職した者は、本規程の定めるところにより、定款 7 条に定める会費 (以下会費という) 免除の取扱いをうけることができる。

第 6 条 前 5 条の規程に基づき、会費免除の取扱いを受けようとする者は、技師会にその旨を申請するものとする。この手続きは、所定の様式に証明書等を添えて行うものとする。

(期限)

第 7 条 本規程に基づく会費の免除は 2 カ年を超えないものとする。

(会費の終身免除)

第 8 条 25 年または 30 年勤続表彰受賞者で 25 年以上継続して正会員であった者で 55 歳以上の会員は、100,000 円を本会に納付し、その旨を申請することにより、翌年度以降の会費を終身にわたって免除されるものとする。この手続きは、所定の様式を添えて行うものとする。

第 9 条 50 年勤続表彰受賞者で 35 年以上継続して正会員であった者は、翌年度以降の会費は終身にわたって免除されるものとする。

第 10 条 本規程第 8 条、第 9 条に基づく会費の免除は、定款第 5 条の資格を有するかぎり終身とする。

(その他の免除)

第 11 条 本会正会員は、前条までに定めるものの他、出産・育児・介護・海外勤務等のやむをえない事情による場合には、会費免除の取扱いを受けることができる。この手続きは、所定の様式を添えて行うものとする。

第 12 条 災害による被災の場合は第 1 条にかかわらず災害の程度によって免除期間を決定するものとする。

第 13 条 技師籍登録後直ちに大学院等に進学し、就学後入会する場合初年度会費は、所定の手続きをすることにより、減免の取扱を受けることができる。

(改廃)

第 14 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て、総会にて報告しなければならない。

附則

この規程は、平成 1 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日より一部改正施行する。

この改正は、一般社団法人への移行の登記の日から実施する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日より一部改正施行する。